

# 第11回 香南市 ふれあい祭り

チャリティエリアには今年も長蛇の列が。集まった募金は後日愛童園へ寄付させていただきました。



紙飛行機  
を飛ばす  
楽しかったよ



平成28年11月23日(水)のいちふれあいセンターで「第11回香南ふれあい祭り」が開催されました。当日は、市内からさまざまな団体が参加し、健康や環境、防災などを学んだり、茶道などに親しんだりした1日となりました。

また、同時開催された「香南市人権啓発フェスティバル」では、人権啓発作文・標語・ポスターの掲示、表彰、作文の発表や、人権ビデオの放映、ラッキーストリームオーケストラによる管弦楽や、森圭一郎さんの人権トーク&ライブパレードなどで人権を啓発しました。



# 香南市 人権啓発フェスティバル



## 人権トーク&ライブ

「歌うことは生きること」

〜日本縦断1万2千キロ〜  
講師/森圭一郎さん

16歳の時、バイク事故により下半身不随になった森さん。「車椅子に乗っているという明らかに違う目で見られるが、障害者と健常者のボーダーラインはどこにあるのでしょうか。身体は障害者ですが、心は誰よりも健常者だと思っています」と、誰も心に響く言葉で、障害があるとなかろうと一緒生活できるような社会が望ましい姿だと気づかせてくれました。

また、「夢・目標は『歩く』ことです。足では走れませんが、心は走っています。身体が丈夫でも丈夫な心がなければ歩くこともできないのです。医者にはもう歩くことはできないと言われていますが、必ず歩いてみせます。あきらめない気持ちを持ち続けよう」という話には、会場全体が希望を持ち続けることの大切さと一歩踏み出す勇気をもらいました。

ライブでは、ギターの弾き語りによるオリジナル曲を10曲ほど演奏したほか、来場者もみんなが知っている曲に合唱で参加するなど、会場全体が魂を揺さぶられながら温かな雰囲気になっていました。

## CLOSE UP 年金

### 国民年金の事務手続きが変わります

日本年金機構高知事務センターの統合や国民年金保険料の2年前納の利用開始に伴い、事務手続きが変更になりますのでご確認ください。

#### ■ 四国地域内の事務センターが統合されます

日本年金機構における各種届書の審査・入力・決定事務等の効率化を進めるため、四国各県の事務センターを広域事務センターとして統合することになりました。

- 【広域事務センター】
- ・名称：日本年金機構 高松広域事務センター
- ・所在地：〒760-8524 香川県高松市番町2-16-3 ソウフ番町ビル
- 【統合日】平成29年1月1日

各県の事務センターへ送付していた各種届書について、統合日以降は高松広域事務センターへの送付をお願いします。

なお、届書作成や制度についてのご相談等は年金事務所へお問い合わせください。

問 南国年金事務所 ☎088-864-1111 市民保険課 ☎57-8506

#### ■ 現金・クレジットカード納付による2年前納について

口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、割引額の大きな2年前納を利用できるようにします。

- ◆ 現金(納付書)による前納
- 任意の月から翌年度末までの前納が可能になります。最大で4月分から翌々年3月分までの2年分の前納が可能になります。
- ◆ クレジットカードによる前納
- 新たに2年前納が可能になります。現在の口座振替による2年前納と同じく、4月分から翌々年3月分までの保険料を4月末に納付していただきます。

※現金・クレジットカードによる2年前納の申出の受付開始は平成29年1月を予定しています。平成29年4月分の保険料から2年前納を希望する方は、2月末日までにお申し込みください。

## CLOSE UP INFORMATION

## CLOSE UP 高齢者

### 介護保険に関する税控除について

確定申告時に必要な書類を添付することで、税控除を受けられる場合があります。対象の方は、高齢者介護課での申請が必要ですのでご確認ください。

(関連ページ: 18・19ページ)



#### ■ 高齢者の障害者控除

介護認定を受け認定基準を満たしている場合、障害者手帳を取得していなくても障害者控除が適用されます。

- ◆ 必要な書類
- 障害者控除対象者認定書

▼障害者控除額

区分	本人が障害者の場合	
	障害者	特別障害者
所得税	27万円	40万円
住民税	26万円	30万円

  

区分	障害者である扶養親族または控除対象配偶者を有する場合		
	障害者	特別障害者	
		同居以外	同居の場合
所得税	27万円	40万円	75万円
住民税	26万円	30万円	53万円

#### ■ おむつ代は医療費控除の対象となります

6カ月以上寝たきり状態にあり、治療上おむつの使用が必要な方

#### 手続き方法

- 申請者の印鑑および本人確認書類、対象者の介護保険被保険者証を持参し、高齢者介護課へ申請してください。判定後、認定基準該当者には「障害者控除対象者認定書」、または「おむつ代医療費控除証明確認書」を送付します。
- おむつ代の領収書
- おむつ代の領収書
- 【2回目以降の方】
- 香南市が発行する「おむつ代医療費控除証明確認書」

問 高齢者介護課 ☎57-8510